

三重県外国人観光客誘致促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、三重県外国人観光客誘致促進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、三重県内への外国人観光客誘致を促進し、ひいては県内の観光産業全体の活性化に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、前条に定める目的に賛同する以下の各号に掲げるもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

- | | |
|------------|--------------------------|
| ①県会員 | 三重県 |
| ②市町会員 | 三重県内の市町 |
| ③三重県観光連盟会員 | 公益社団法人三重県観光連盟 |
| ④宿泊施設会員 | 三重県内で主に宿泊施設を運営する企業・団体等 |
| ⑤企業・団体会員 | 三重県内に主要な事業所がある④以外の企業・団体等 |

(2) 準会員 三重県内に主要な宿泊施設・事業所がない企業・団体等

2 会員は、本会が実施する事業に積極的に関与し、三重県の外国人観光客誘致の振興と事業の円滑な推進に努めなければならない。

3 第10条に定めるWTM委員会の会員は本協議会におけるインバウンドの事業において優先的な取り扱いを受ける。

(入退会)

第4条 本会の入会をしようとするものは、企業・団体等の概要と外国人観光客誘致についての過去の活動実績を添えて、会長に申し出ることとする。

2 本会を退会しようとするものは、会長に申し出ることとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的達成のため、以下の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 外国人観光客誘致のための戦略の検討
- (2) 外国人観光客誘致のための事業の実施
- (3) 外国人観光客誘致のための情報収集・交換
- (4) その他、第2条に定める目的を達成するために必要なこと

(役員)

第6条 本会に、以下の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(3) 監事 2名

- 2 役員は、県会員、市町会員及び三重県観光連盟会員のうちから総会において選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 本会に総会を置き、会員で構成する。

- 2 総会での議決権を有するものは、以下の各号に掲げるものとする。
 - (1) 県会員及び市町会員 全数
 - (2) 第10条に定めるWTM委員会の委員長及び副委員長 3名
 - (3) 三重県観光連盟会員 1名
- 3 総会では、以下の各号に掲げる事項について諮る。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 事業実績及び収支決算
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) その他、会長が必要と認めること
- 4 総会では、以下の各号に掲げる事項について報告を受ける。
 - (1) 本会への入退会について
 - (2) その他、会長が必要と認めること
- 5 総会は会長が召集し、毎年度1回以上開催する。
- 6 総会は、第2項に定める議決権を有するものの過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 7 議事の議決は、多数決による。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 総会を開催するに当たり、会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第9条 総会の下に幹事会を置き、以下の各号に掲げる幹事により構成する。

- (1) 役員
 - (2) 第10条に定めるWELCOME TO MIE委員会の委員長及び副委員長
- 2 幹事の互選により幹事長1名、副幹事長2名を置く。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 幹事会では、以下の各号に掲げる事項について諮る。
 - (1) 第8条で定める総会で諮る議案に関する事項
 - (2) その他、幹事長が必要と認めること

- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 8 議事の議決は、多数決による。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（WELCOME TO MIE 委員会）

第10条 WELCOME TO MIE 委員会（以下「委員会」という。）を本会に置き、正会員のうち参加を希望し、以下の各号を満たすWTM委員会会員（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 本会、委員会及び三重県の外国人観光の振興に、主体的に関与すること。
- (2) 宿泊施設会員は年会費 50,000 円、企業・団体会員は年会費 30,000 円を期日までに納付すること。会費未納の場合は自動的に委員の資格を失う。
- 2 委員会は、第5条に定める事業の実施に当たり、中心的な役割を担う。
- 3 委員の互選により委員長1名、同じく副委員長2名を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員長が召集し、以下の各号に掲げる事項について諮る。
 - (1) 総会で決定した事業計画の具体化
 - (2) その他委員長が必要と認めること
- 7 委員会を開催するに当たり、委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 8 委員会に入会しようとするものは、委員1名以上の推薦を得たうえで、委員長に申し出ることとする。
 - (2) 委員会入会の審査については、委員長、副委員長及び事務局長で構成する「WELCOME TO MIE 委員会入会審査委員会」において審査する。
 - (3) 委員会を退会しようとするものは、委員長に申し出ることとする。

（任期）

第11条 役員、顧問、幹事並びに WELCOME TO MIE 委員会の委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（経費）

第12条 本会の運営に必要な経費は、負担金及び会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 東海地区外国人観光客誘致促進協議会に加盟しかつ負担金を支払っている市町会員は、前項の負担金を免除する。

（会計年度）

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第14条 本会の事務局は、三重県観光局海外誘客課に置く。

(雑則)

第15条 この規約に定める他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年8月31日から施行する。
- 2 平成17年7月19日 一部改正
- 3 平成18年7月31日 一部改正
- 4 平成19年8月 2日 一部改正
- 5 平成23年3月22日 一部改正
- 6 平成24年5月31日 一部改正
- 7 平成26年6月30日 一部改正
- 8 平成27年7月 8日 一部改正
- 9 平成28年9月16日 一部改正
- 10 平成30年6月28日 一部改正